

令和6年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次

ページ

- 1 令和6年度地方税制改正に伴う長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部改正について…………… 2 ～ 8
- (1) 個人住民税関係
- ア 定額減税の実施
- (2) 固定資産税・都市計画税関係
- ア 土地に係る負担調整措置の継続
- イ 土地に係る下落修正措置の継続
- ウ わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)の改正
- 2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について…………… 9 ～ 10
- 3 長崎市過疎地域の持続的発展を支援するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について…………… 11

理 財 部

令和6年2月

1 令和6年度地方税制改正に伴う長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部改正について

(1) 個人住民税関係

ア 定額減税の実施（市税条例附則にて規定（課税根拠：市税条例第23条の4））

(ア) 改正の背景

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施され、具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うもの。
 なお、この減税によって生ずる令和6年度の個人住民税の減収額は全額国費で補填される。

(イ) 改正の内容

1 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者の所得割の額から、**定額の特別控除（減税）**を実施する。

2 特別控除の額は、**本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者除く）1人につき1万円**とする。

※控除対象配偶者を除く、同一生計配偶者（合計所得金額1,000万円超の納税義務者の配偶者）については、情報がなため令和7年度分の所得割の額から1万円を控除

3 特別控除の額が、その者の所得割の額を超える場合は、**所得割の額を限度**とする。

例 夫、妻（控除対象配偶者）、子（扶養親族）2人の4人家族の場合 特別控除可能額 1万円×4人＝4万円

| 世帯 | 控除前所得割額 (a) | 特別控除額 (b) | 控除後所得割額 (c) = (a) - (b) | 控除できない額 40,000円 - (b) |
|----|----------------|--------------|----------------------------|--------------------------|
| A | 50,000円 | 40,000円 | 10,000円 | 0円 |
| B | 25,000円 | 25,000円 | 0円 | 15,000円 |



⇒ 調整給付へ（※）

※ 定額減税を補足する給付（調整給付）実施主体・・・市町村

特別控除可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税義務者に給付する。財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

(ウ) 個人住民税定額減税見込額

対象納税義務者数 174,065人 → 特別控除可能額
 対象扶養親族数 96,612人 2,706,770千円
 計 270,677人

うち特別控除額（定額減税分）
 2,598,800千円 うち市民税 1,559,280千円 (3/5)
 うち県民税 1,039,520千円 (2/5)

※参考 対象外となる市民は131,579人、うち所得制限対象者約1,241人、
 他は非課税世帯または均等割のみの世帯者等

(エ) 特別控除の実施方法

1 給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を
 令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収

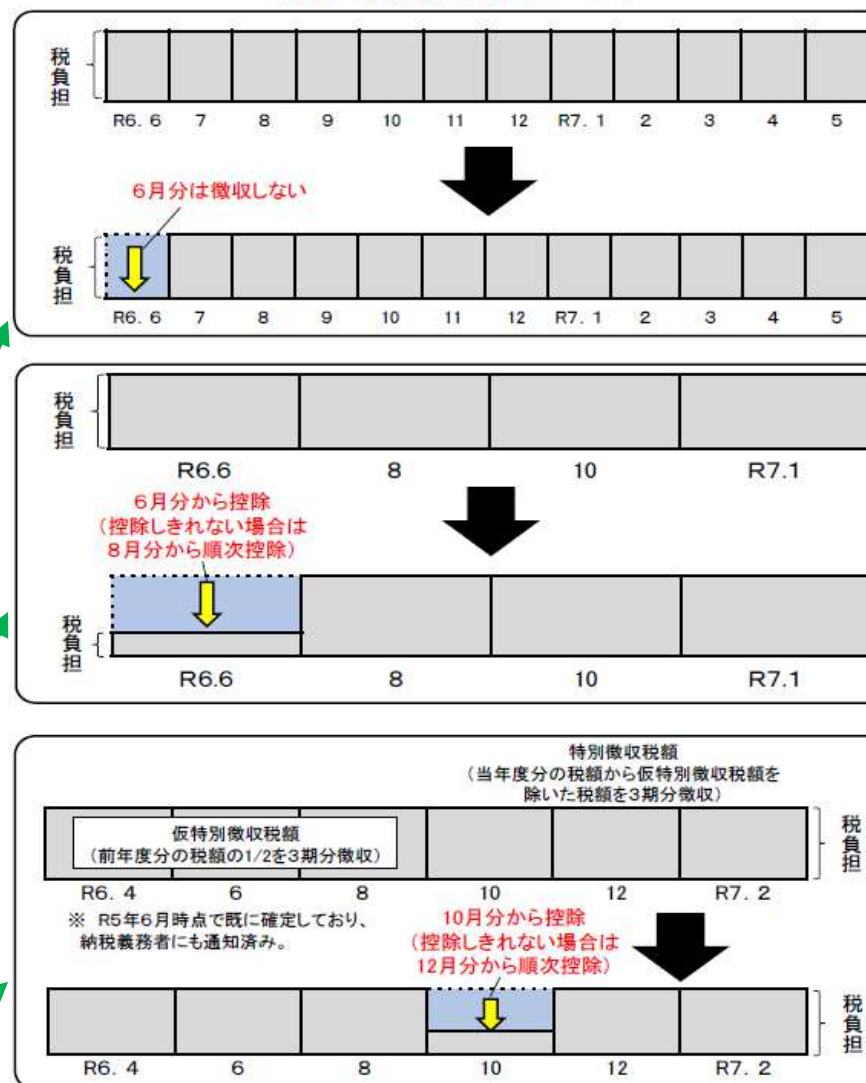
2 普通徴収（事業所得者等）

「定額減税前の税額」をもとに算出した第1期分（令
 和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しき
 れない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額か
 ら順次控除。

3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

「定額減税前の税額」をもとに算出した、令和6年10
 月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合
 は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除。

減税の実施方法（イメージ）



(オ) 施行日

令和6年4月1日

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

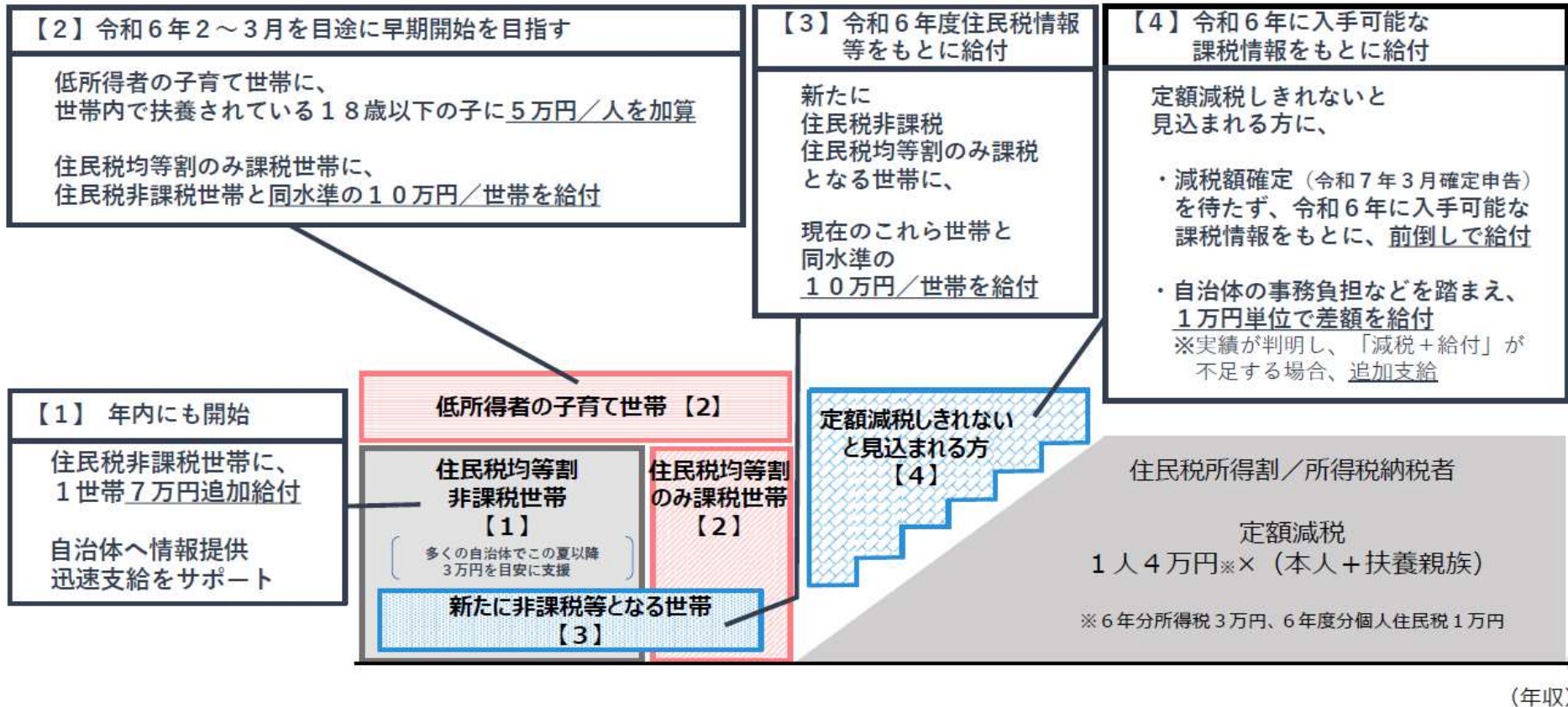
2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

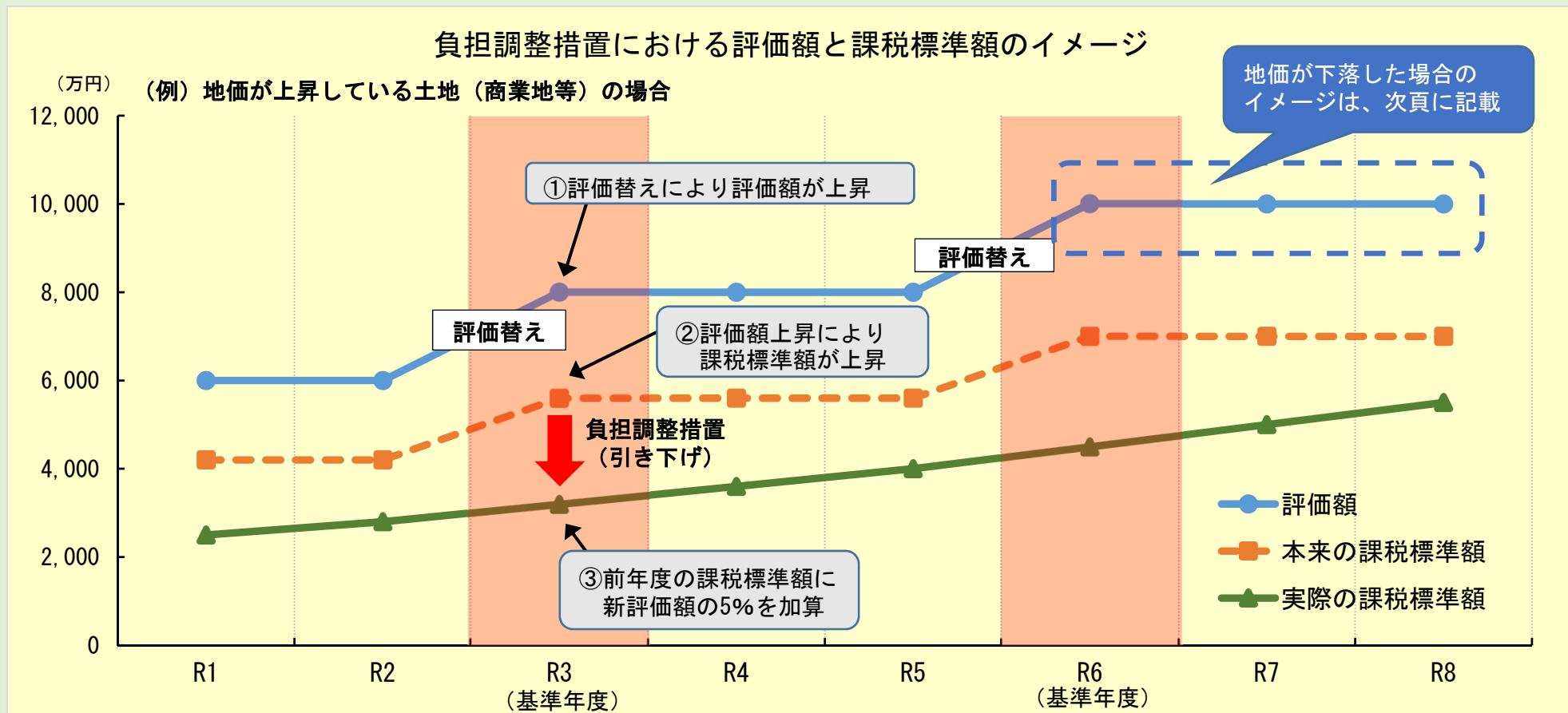
(2) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る負担調整措置の継続（市税条例附則第9条等、都市計画税条例附則5等）

(ア) 改正の内容

特例措置の対象：地価が上昇した土地

宅地等の負担調整措置は、評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合に、上昇幅を一定範囲に抑える措置であり、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。



(イ) 施行日

令和6年4月1日

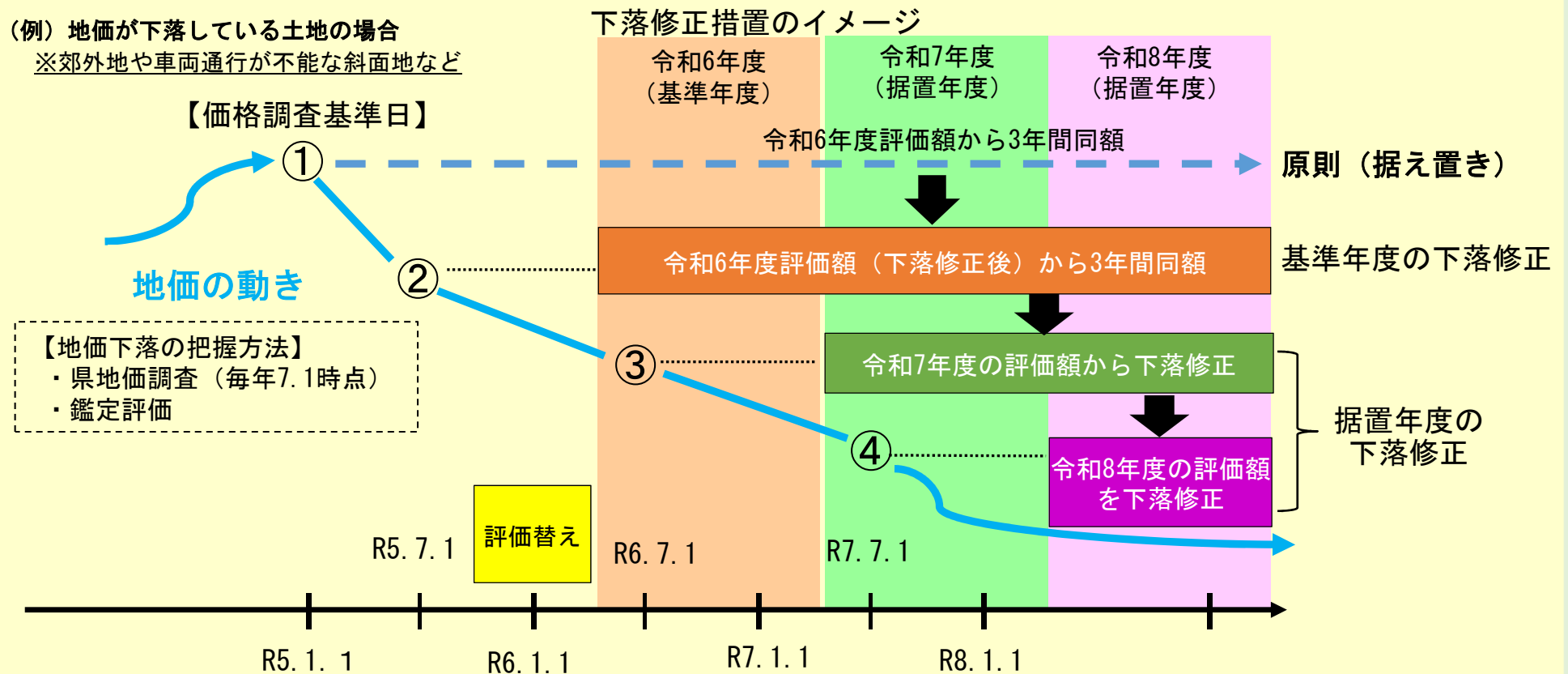
イ 土地に係る下落修正措置の継続（市税条例附則第9条等、都市計画税条例附則5等）

（ア） 改正の内容

特例措置の対象：地価が下落した土地

土地の評価額は、基準年度の評価額を3年間据え置くものとされているが、令和7年度及び令和8年度において、地価が下落し、課税上著しく均衡を失すると認める場合には、価格の下落修正を行う措置（地価下落を反映させる措置）を継続する。

（例）地価が下落している土地の場合
※郊外地や車両通行が不能な斜面地など



（イ） 施行日

令和6年4月1日

ウ わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の改正

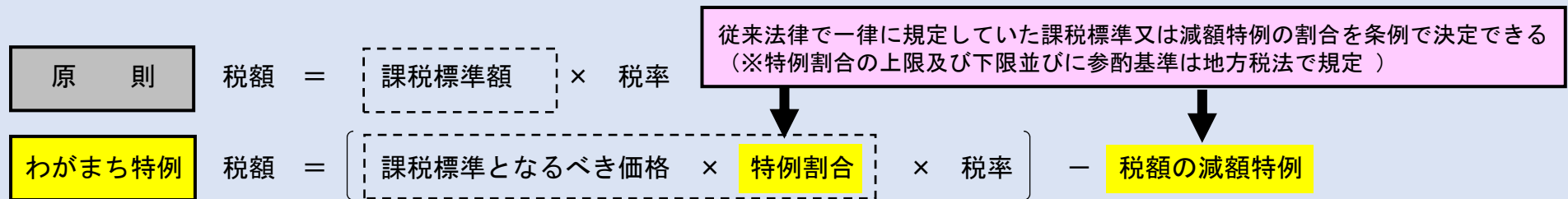
（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則3）

（ア）改正の背景

地方税法に定められた範囲内で、条例により課税標準等の特例割合を定めている項目について、令和6年度税制改正に伴い、適用期間の延長や適用要件の変更等が行われるもの。

わがまち特例とは

- 固定資産税は、地方税法の規定により、様々な全国一律の特例措置（新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など）が設けられているが、地方団体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの。



（イ）改正の内容

令和6年度税制改正に伴い、特例項目が廃止されるもの。

| 項目 | 改正内容 | 特例の概要 |
|-------------------------|--|--|
| 1 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置 | <p>令和6年度税制改正において地方税法上の特例項目がR6. 3. 31で廃止予定 ⇒市税条例から特例項目を削除</p> <p>※特例適用期間（5年間）満了までは適用継続する。</p> | <p>子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（本市：1/3） ・1/3以上2/3以下の範囲内で条例で定める（参酌基準：1/2）</p> <p>※企業主導型保育に係る整備目標が概ね達成されたこと（定員数11万人）、国の「新子育て安心プラン」でも企業主導型保育による更なる保育の受け皿確保は掲げられていないことから、令和5年度税制改正において廃止が検討されたが、資材高騰等によって開所が令和5年度にずれ込む施設に配慮し、1年間期限が延長されていたもの。 ・企業主導型保育施設…12施設（R6年1月現在）中、特例適用は7施設（R5年度）</p> |

（ウ）施行日

令和6年4月1日

【参考】 今後議案提出予定分（固定資産税関係）

（1）改正の概要

令和6年度税制改正に伴い、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の適用期間等の延長や拡充が行われるもの。

| | 項目 | 改正内容 | 特例及び改正の概要 |
|---|--------------------------------------|----------------------------|--|
| 1 | 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例 | 延長・拡充 | 太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置 ①適用期間を2年延長（～R8.3.31） ②太陽光発電設備について対象の見直し ・「ソーラーカーポートの導入支援補助金を受け取得した設備」を除外 ⇒「認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した設備」に見直し ・グリーンイノベーション基金の支援を受けて取得したペロブスカイト太陽電池設備を追加 ③バイオマス発電設備の一部について特例範囲等を見直し 【現行】1/2以上5/6以下（参酌：2/3） ⇒ 【改正後】11/14以上13/14以下（参酌：6/7） |
| 2 | 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例措置 | 延長 ※法定項目から わがまち項目へ移行 | 滞在快適性等向上区域において、民間事業者が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の当該資産に係る課税標準の特例措置 ①令和6年度からわがまち特例項目へ移行し、適用期間を2年延長（～R8.3.31） 【現行】一律 1/2 ⇒ 1/3以上2/3以下 参酌：1/2 対象資産：オープンスペース化した通路、公園、緑地等及びベンチ、街灯、休憩施設など |
| 3 | 指定避難施設及び協定避難施設に係る課税標準の特例措置 | 延長 | 津波災害警戒区域における指定避難施設及び協定避難施設のうち、避難の用に供する部分並びに新たに設置された避難の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 ①適用期間を3年延長（～R9.3.31） |
| 4 | 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 | 延長・縮減 | 公害防止用設備（汚水廃液処理施設・下水道除害施設）に係る課税標準の特例措置 ①適用期間を2年延長（～R8.3.31） ②下水道除害施設の一部について対象設備を見直し ・汚泥処理施設、ろ過装置などを対象から除外 |

※ 上記内容に伴う市税条例における特例項目の新設・延長は、別途方針決定のうえ条例改正を行う予定。

（2）施行日

公布の日（令和7年度課税分から適用）

2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

- 長崎県が地域再生計画に基づいて認定した事業者について、本社機能（特定業務施設）を長崎市に移転又は長崎市において拡充した場合に、対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除するもの。
(地域再生法に基づく地方拠点強化税制による特例措置の一部)
- 総務省令による地方税の減収補填措置の終期に合わせ、条例の失効期限を令和6年3月31日としている。

(2) 改正理由

- 地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が講じられる場合等を定めた総務省令（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令）が令和6年度税制改正において改正され、補填期間が2年延長予定であることに伴い、条例を改正する。

(3) 改正内容

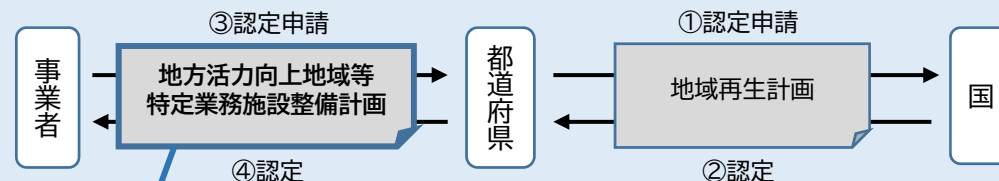
- 適用期限を2年延長（R6.3.31まで⇒R8.3.31まで）

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 総務省令 (減収補填) | 公示日から 令和6年3月31日まで | 公示日から 令和8年3月31日まで |
| 本市条例 | 令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで | 令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで |

(4) 施行日 公布の日

(ただし、令和8年3月31日限り、その効力を失う)

地方拠点強化税制の概要・課税免除の流れ



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（本社機能の移転または拡充に関する計画）



東京23区から地方(※)に本社機能を移転
※東京圏は対象外



地方(※)の本社機能を拡充
※東京圏、近畿・中部圏中心部は対象外

支援

本社機能（特定業務施設）とは

- 事務所…調査・企画部門、情報処理部門など業務のために使用される事務所
- 研究所…研究開発において重要な役割を担うもの
- 研修所…人材育成において重要な役割を担うもの

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| I オフィス減税 | 施設の新設・増設で建物等を取得した場合の法人税等の減税措置 |
| II 雇用促進税制 | 新たに従業員を雇い入れた場合の法人税等の減税措置 |
| III 債務保証 | 事業実施に伴う資金調達時の債務保証 |
| IV 地方税の減免措置 | 不動産取得税、固定資産税等の軽減措置 ※条例による課税免除 |
| V 融資制度 | 設備投資資金、運転資金に係る政府系金融機関による融資 |

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令に基づく減収補填
(※対象となる地方公共団体、対象施設、減収補填期間等を定めた省令)

令和6年度税制改正の内容

(地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正)

① 減収補填期間の延長（2年間延長）

| 改正前 | 改正後 |
|----------------------|----------------------|
| 公示日から 令和6年3月31日まで | 公示日から 令和8年3月31日まで |

② 対象部門等の追加 ※条例に影響なし

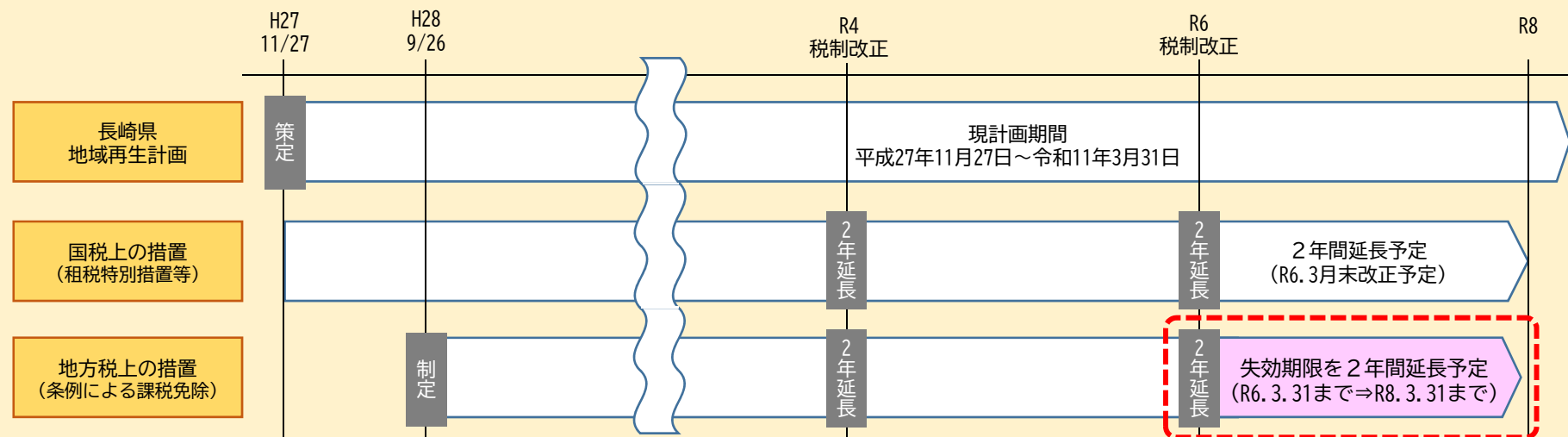
| 改正前 | 改正後 |
|-----------|------------------------|
| 調査・企画部門 | 調査・企画部門 |
| 情報処理部門 | 情報処理部門 |
| 研究開発部門 | 研究開発部門 |
| 国際事業部門 | 国際事業部門 |
| 情報サービス部門 | 情報サービス部門 |
| その他管理業務部門 | その他管理業務部門 商業・サービス部門 |

※事務所、研究所、研修所に併設する社宅等の育児支援施設も対象施設に追加

条例による課税免除の内容等

| | 移転型事業 | 拡充型事業 |
|----------|--|--------------------|
| 対象税目 | 固定資産税 (特定業務施設の用に供する土地・家屋・償却資産(構築物・機械装置)) | |
| 措置内容(期間) | 課税免除 (新たに課税されることとなる最初の年度以降 3年間) | |
| 対象事業者 | 令和2年4月1日～令和8年3月31日までの間に 長崎県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 | |
| 取得価額 | 事業者が長崎県から計画認定を受けた日以後3年間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が次の要件に該当するもの。 ・中小企業者等：1,900万円以上 ・その他の企業：3,800万円以上 | |
| 減収補填の有無 | ○ | × (不均一課税の場合は ○) |
| 減収補填の内容 | 課税免除による減収額の75% (普通交付税) | — (不均一課税の場合は同左) |
| 対象自治体 | 財政力指数 0.93未満の市町村 | 財政力指数 0.74未満の市町村 |
| 実績 | なし | |

長崎県の地域再生計画と税制上の措置の関係（イメージ）



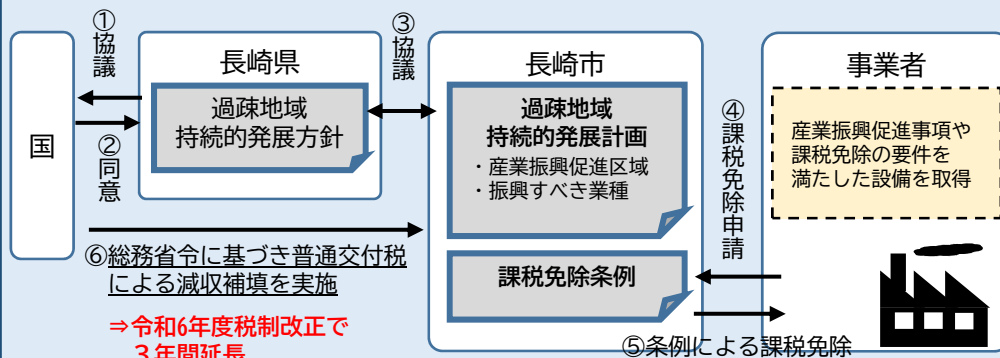
3 長崎市過疎地域の持続的発展を支援するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

- 長崎市過疎地域持続発展計画で産業振興促進区域として指定された区域において、製造業等の事業者が一定の資産を取得した場合に、対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除するもの。(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による支援の一部)
- 総務省令による地方税の減収補填措置の終期に合わせ、条例の失効期限を令和6年3月31日としている。

| | | | |
|------|---|------------|--------------|
| 対象地区 | 香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和 | | |
| 措置内容 | 固定資産税の課税免除（3年間） | | |
| 対象業種 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | | |
| 対象設備 | 土地・家屋・償却資産 | | |
| 取得方法 | 取得・制作・建設 (建物は増改築、修繕、模様替え工事による取得等を含む) | | |
| 取得価額 | 製造業 | 資本金 5千万円以下 | 合計 500万円以上 |
| | 旅館業 | 5千万円～1億円以下 | 合計 1,000万円以上 |
| | | 1億円超 | 合計 2,000万円以上 |
| | 農林水産物等販売業 | | 合計 500万円以上 |
| | 情報サービス業等 | | 合計 500万円以上 |
| 減収補填 | 普通交付税 75% | | |

課税免除の流れ



《適用実績》

| 年度 | 適用件数 | | | 免除額等 | | |
|----|------|-----|-----|--------|--------|--------|
| | 新規 | 継続 | 計 | 免除額 | 減収補填額 | 実質負担 |
| R3 | - 件 | 2 件 | 2 件 | 447 千円 | 335 千円 | 112 千円 |
| R4 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 271 千円 | 203 千円 | 68 千円 |
| R5 | - 件 | 1 件 | 1 件 | 52 千円 | 39 千円 | 13 千円 |

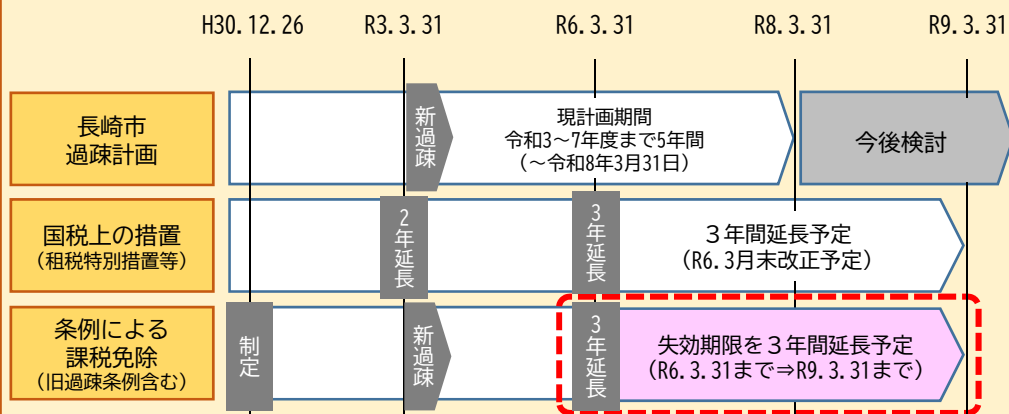
※ H31～R3が1件、R2～R4が1件、R4～R6が1件

(2) 改正理由・内容

- 地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が講じられる場合等を定めた総務省令(※)が令和6年度税制改正において改正され、補填期間が3年間延長予定であることに伴い、条例を改正する。(※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令)

| | 改正前 | 改正後 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 総務省令 (減収補填) | 公示日から 令和6年3月31日まで | 公示日から 令和9年3月31日まで |
| 本市条例 | 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで |

過疎計画と税制上の措置の関係 (イメージ)



(3) 施行日 公布の日 (ただし、令和9年3月31日限り、その効力を失う)